

令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【B 日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題 1

設問は、最二判平成 2 年 9 月 28 日（刑集 44 卷 6 号 463 頁）を参考にしたものである。この判例は、破防法の煽動罪は、「せん動として外形に現れた客観的な行為を処罰の対象とするものであって、行為の基礎となった思想、信条を処罰するものでないことは、各条の規定自体から明らかである」と判示し、また、表現活動といえども、「重大犯罪をひき起こす可能性のある社会的に危険な行為であるから、公共の福祉に反し、表現の自由の保護を受けるに値しないものとして、制限を受けるのはやむを得ないもの」として憲法 21 条 1 項に反しないとした。

本問では、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体を対象とする破防法を適用すべき事案であったかどうかも問題である。たしかに破防法 40 条の規定には該当しそうであるが、テロ団体によるものではなく、むしろ路上民主主義の発露と評価すべきものである。そのような表現行為に対し、処罰を持って臨むことが果たして憲法上正当化されるかを検討する必要がある。

問題 2

行政による立法は、憲法 73 条 6 号に定められた権限であるが、国会制定法を執行するために必要な細目を定める執行命令と、本来は法律で定めるべき内容につき、法律の規定による個別具体的な委任を受けて定める委任命令に分けることができることを適切に理解できているかを問う問題である。